

一 般 行 政 報 告

平成 19 年 第 7 回定例会 (12 月)

《 目 次 》

1. 稚内市・石垣市友好都市提携 20 周年記念事業	
市民交流団の訪問について	・・・ 1
2. 宗谷丘陵地域における公害防止協定の締結について	・・・ 3
3. 特別用途地区の変更について	・・・ 5
4. 再開発ビル計画の見直し後の事業概況について	・・・ 7
5. 第4次稚内市総合計画策定について	・・・ 10
6. 宗谷・天北圏域のグループホームの決定について	・・・ 11
7. 「(仮称) 松坂記念館の実現を願う署名」の引渡しについて	・・・ 13
8. 支庁再編について	・・・ 15

平成 19 年 第 7 回稚内市議会定例会の開催にあたり、8 項目につきまして一般行政報告をさせていただきます。

◎ 1 点目は、稚内市・石垣市友好都市提携 20 周年記念事業「市民交流団」の訪問についてであります。

○ 昭和 62 年、本市と沖縄県石垣市が友好都市提携を結んで以来、本年で 20 年という節目の年を迎え、8 月には大濱長照石垣市長をはじめとする約 40 人の石垣市民交流団の皆さんに本市を訪れていただきました。

○ この交流団の訪問を受け、去る 11 月 2 日から 6 日までの日程で、副市長を団長に「稚内市民の翼」として市民交流団 106 名を組織し、石垣市を訪問して参りました。

○ 市民交流団には、市内各団体や実行委員、一般募集により参加された市民の方々のほか、本市の子ども合唱団「エンジェルボイス」もその一員として参加いただきました。

○ 2 日間の石垣での滞在中、「石垣島まつり」で「エンジェ

ルボイス」が「宗谷岬」を披露したほか、石垣児童合唱団や地元郷土芸能を伝承する子どもたちとのジョイントコンサートによる「子ども合唱祭」にも参加いたしました。

- 日本最北端と最南端の両児童合唱団のメンバーは、3,500km の距離を越えて会場いっぱいに爽やかな歌声を響かせ、大喝采を浴びるなど、歌声を通して青少年文化交流の一翼を担ってくれたものと考えています。
- また、まつりの最終日には、「市民大パレード」に参加し、「北海てっぺんおどり」を披露いたしましたが、沿道に詰め掛けた大勢の市民から大声援を受けるなど、あらためて両市の友好交流の輪をさらに広げることができました。
- 明年は、本市の市制施行 60 年ですので、再び多くの石垣市民の皆さんにお越しいただきたいと考えております。
- 今後も次代を担う子どもたちはもとより、市民レベルでの交流が永続的に行われていくことに期待をいたしております。

◎ 2点目は、宗谷丘陵地域の公害防止協定についてであります。

○ 北海道遺産である宗谷丘陵全体の環境保全は地元自治体の責務であり、又関係者全ての願いでもあります。

これまでも、社団法人宗谷畜産開発公社は環境対策を講じてきたところではありますが、地元漁協、地元住民の方から、過去の公社の施設管理についてご指摘を頂きました。

○ これら指摘事項の改善に多くの時間を要しましたが、11月2日に本市、宗谷漁業協同組合、株式会社宗谷岬牧場の三者において、公害防止協定を締結いたしました。

○ この協定は、牧場経営に起因する公害発生を未然に防止することを目的として、公害防止の措置、発生時の対応等についての内容となっております。

○ 今後は、本市・宗谷漁業協同組合・株式会社宗谷岬牧場・宗谷地区の各町内会代表で設置した「宗谷岬牧場環境保全検討委員会」で、河川環境の把握、改善の方法等の協議を

行い、地域周辺の環境保全に努めて参ります。

- ◎ 3点目は、「特別用途地区の変更」についてであります。

- 国において、都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進め、衰退する中心市街地の再生を図ることを目的に、都市計画法等のいわゆる「まちづくり三法」の改正が行なわれました。

- この改正に伴い、建築基準法において延床面積が一万平方メートルを超える店舗、飲食店、展示場、遊技場等の大規模集客施設は、11月30日から、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の3用途地域に立地が限定されることとなりました。

- 法改正後においても、準工業地域では、多種多様な用途を許容する位置づけから大規模集客施設の立地が認められておりますが、都市機能がコンパクトに集積した都市構造や持続可能なまちづくりの実現のためには、準工業地域においても延床面積が一万平方メートルを超える大規模集客施設の立地規制が必要であると考えております。

- 更に現在、中心市街地の活性化を図ることを目的に「中心市街地活性化基本計画」の改正を進めているところではありますが、その認定条件として、準工業地域における大規模集客施設の立地規制を行なうことが課せられております。

- この様なことから、既存の特別用途地区の一つである特別工業地区を含め、本市の全ての準工業地域において、大規模集客施設の立地制限を行なうための手続きを進めております。

- 具体的には、現在、特別工業地区が指定されていない準工業地域において「特別用途地区」を都市計画に定めると共に、全ての準工業地域において、延床面積が一万平方メートルを超える大規模集客施設の建築制限を行なう「特別用途地区建築条例」の制定を予定しております。

◎ 4点目は、再開発ビル計画の見直し後の事業概況について
であります。

○ 9月議会の一般行政報告に於いて、新たな高齢者住宅等
を含めた再開発ビル計画についてご報告を致しましたが、
その後の計画の進捗状況について、その概要を報告します。

○ 建物の全体構成と致しましては、前回、7階建てを前提
に検討を進める意向を説明致しましたが、今日までの高齢
者住宅側事業者の事業計画検討の結果、高齢者向け賃貸住
宅をこれまでの40戸から3タイプの73戸にすることとな
ったため、全体としては、9階建ての建物となり、延べ床
面積、約9,000㎡となっています。

○ 各階の床構成としまして、1階は約1,600㎡で、従前の
再開発ビルの機能をそのまま、敷地内を最大限利用して、
アトリウムや、まちづくり会社の取得する店舗用の床、宗
谷バス、コンビニ、デイサービス関係のエントランス、約
40台分の駐車場を配置しています。

- また、2階は、1,400 m²で、これまでの映画館、公共床の地域交流センターと機械室を配置しています。

- 3階から9階までは各床面積約850 m²で、3階には、デイサービス、浴場設備、介護事業者の事務所を、4階には、グループホームを想定した18室を、5・6階には小型タイプの住宅を40戸、7・8階には、中型タイプの住宅を28戸、9階に大型タイプを5戸の設置を計画しています。

- 今回の計画見直しの結果、全体事業費は約33億円となり、うち、稚内市の負担額としては、法定の再開発補助金として3億6千万円と周辺整備の2億2千万円、地域交流センター及びアトリウム等の保留床取得費として3億9千万円、内装整備費5千万円の計10億2千万円を予定しております。

- また、全体の事業期間は、平成23年12月の完成を予定していますが、実際の工事の工程では、2期に分けての工事を予定しており、1期工事で、平成22年2月までに映画館、バス事業者、コンビニを含む1棟目部分を完成し、2期工事として残り

のアトリウム、商業床、高齢者住宅関係の工事を予定しています。

- 本市としましては、今回の市街地再開発事業による市街地活性化の拠点整備、交通結節点の整備に合わせて、公共的な賑わい創出の場として、1階にオープンな多目的広場としてのアトリウム、2階にオープンカフェやキッズコーナー、図書コーナー等を含む交流スペース、会議や町内会活動のための市民活動室と備品庫等、専有床面積で約1,200㎡の公共用の床購入を予定しています。

- ただ今、説明した内容については、現在、住宅事業者と調整をしている段階であるため、事業費及び事業規模の変更があることをご了承ください。

- 全体の施設完成時には、最北端の駅であり、また国道の終点でもあり、さらには利尻・礼文、サハリンを結ぶ海の玄関口となる「港オアシス」と一体となった「道の駅」の指定を予定しています。

- ◎ 5点目は、第4次稚内市総合計画策定についてであります。
- 第4次となる稚内市総合計画の策定については、現在、ワークショップやアンケート調査等でいただいた多くの市民意見及び、各種調査結果の取りまとめを行っているところであります。
 - 併せて、これらの結果をもとに出来上がる総合計画の案について、市民の皆さんにご審議いただく機関として、25名の委員で構成する「稚内市総合計画審議会」を10月31日に設置しました。
 - 審議会には、第4次稚内市総合計画の基本構想及び基本計画の案について、委員各位の専門的な知識や経験に則した意見をいただく旨を諮問いたしました。
 - これから出来上がる総合計画の基本構想及び基本計画の案については、審議会の答申で頂いた意見などを適切に反映させ、平成20年12月定例会に提案できるよう策定作業を進めて参ります。

- ◎ 6点目は、宗谷・天北圏域のグループホームの決定についてであります。
- 稚内市第3期介護保険事業計画では、平成19年度基盤整備といたしまして、宗谷・天北地区の圏域において認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、1ユニット・9室・9名の施設整備を計画したところであります。
- 9月に公募を行い、1事業所より応募がありました。その後、事業所選定を介護保険運営協議会へ諮問し、答申を受け、10月24日決定をしたところであります。
- 事業者名は、社会福祉法人 緑ヶ丘学園
- 事業所名称は、グループホーム^{わっかないりよくじゅえん}稚内緑寿苑
- 開設場所は、声問5丁目27番20号
- 整備内容と致しましては、改築による新規開設となっております。
- これにより、第3期における基盤整備は計画通り実施されることとなり、地域密着型サービスとして、地域に根ざした

サービスが出来るものと考えております。

◎ 7点目は、「(仮称)松坂記念館の実現を願う署名」の引渡しについてであります。

○ 去る11月16日東京都内において、アメリカメジャーリーグ・ボストンレッドソックスの松坂大輔投手の御両親へ『松坂記念館を実現する会』が稚内市民から募った7,487人の署名及び応援メッセージが書き込まれた寄せ書き4枚を引き渡しました。

○ この署名は、市内スポーツ団体をはじめとする、各機関・団体の代表が、『松坂記念館を実現する会』を設立し、本年6月から8月までの約2ヶ月間にわたり市内各所において記念館の誘致に向けて署名活動を行ったものであります。

○ 同会で署名人数等の整理が終わり、「市から松坂投手の関係者へ直接手渡して欲しい」と託されたことから、市民を代表し、熱い気持ちが込められた署名及び寄せ書きを松坂投手本人が帰国した際に見ていただき、記念館を熱望する市民の気持ちを受け止め、前向きに検討してくださるようお願いして参りました。

- アメリカメジャーリーグで活躍する松坂投手の記念館の誘致が実現することは、地域の子ども達に大きな夢と希望を与えることができるとともに、地域の活性化にも大きく寄与するものと考えております。

- ◎ 最後に支庁再編についてであります。

- 北海道は、道庁の組織機構のあり方を検討する中で、100年近い歴史のある現在の支庁制度の見直しを進めております。

- この見直しの中で、支庁所管区域を再編することとし、現在の14支庁体制から道の新たな総合計画の政策展開エリアを基本に、所管区域を6支庁体制に再編する案が示されました。

- これにより、支庁が廃止される地域においては、社会的、経済的影響が非常に大きいことから、廃止対象となる支庁所在地の7自治体により「支庁制度改革に係るネットワーク自治体」を立上げ、地域の議会代表や経済界代表などと共に支庁存続に向けた要望を道議会や知事へ強く訴えて参りました。

- また、本市として支庁の存続を訴えるだけでなく、基礎自治体としてのあり方を見据え、住民サービスの向上や主体的にまちづくりを行なうため積極的に権限移譲を受け

入れ、この圏域で中核となる自治体としての姿勢を貫いて参りました。

- 支庁再編は、道議会においても様々な意見、考え方があ
る中、本年9月に道は、「支庁制度改革の検討状況」を示し、
更に11月の道議会第4回定例会に「新しい支庁の姿(原案)」
を提示いたしました。

- この原案では、新たな支庁における地域の道行政のあり
方、支庁の機能及び新たな支庁の所管区域などを示してお
ります。

- その中で、支庁の所管区域を新たな総合計画を推進する
上での6区域にすることを基本としていますが、「道北地
域」及び「道央地域」においては様々な地域条件に配慮し、
複数の支庁を配置すること、また、支庁の名称を「(仮称)
総合振興局」へ変更することとしております。

- この原案により、現在の14支庁体制から9支庁体制とな
り、宗谷支庁も「宗谷総合振興局」と名称が変わりますが、

支庁機能はそのまま存続される見込みであります。

- 現在、開会中の道議会において、この原案に対する議論が重ねられることとなりますが、原案は本市の要望に沿ったものとなっていることから、その議論の経過をしっかりと見据えて参りたいと考えております。

- 一方で、道州制、市町村合併、権限移譲など地方分権改革が進む中、今後の支庁制度そのもののあり方などを含め北海道と基礎自治体としての市町村の関わりや自治の姿を北海道全体で議論する必要があると考えております。

以上8項目をご報告申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。